

旧	新
<p>(追加)</p> <p><u>2~3</u> (省略)</p> <p><u>4</u> 単位および端数処理 供給約款4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。ただし、5(電灯需要)(3)を適用した場合に算定された値が1.5キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を1.5キロボルトアンペアといたします。</p> <p><u>5</u> 電灯需要 エネワンSプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること ロ 契約容量が<u>1</u>キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること ハ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さ</p>	<p><u>2</u> 実施期日 <u>本定義書は、令和6年4月1日から実施いたします。</u></p> <p><u>3~4</u> (省略)</p> <p><u>5</u> 単位および端数処理 供給約款4(単位および端数処理)に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。</p> <p><u>6</u> 電灯需要 エネワンSプラン (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること ロ 契約容量が<u>6</u>キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること ハ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さ</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワンSプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新				
<p>まが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、ロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約容量が1.5キロボルトアンペアの場合の基本料金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="255 1209 1106 1257"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>284円24銭</td> </tr> </table> <p>ロ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭	<p>まが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、ロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。<u>ただし</u>、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1245 1209 2096 1257"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>284円24銭</td> </tr> </table> <p>ロ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭				

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワンSプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新				
<p><u>6</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1—実施期日 本定義書は、令和5年7月1日から実施いたします。</p> <p>2—本定義書の実施にともなう切替措置 令和5年6月30日以前から供給契約が継続し、令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、5（電灯需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 2px;">284円24銭</td> </tr> </table> <p>(2) 電力量料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;"><u>1キロワット時につき</u></td> <td style="width: 30%; text-align: right; padding: 2px;"><u>42円35銭</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭	<u>1キロワット時につき</u>	<u>42円35銭</u>	<p><u>7</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下で本定義書を適用している場合の特別措置</u> <u>供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下で本定義書を適用している場合は、6（電灯需要）(1)口に関わらず、特別措置として本定義書を適用することがあります。この場合、6（電灯需要）(3)を適用して算定された値が1.5キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を1.5キロボルトアンペアとし、その基本料金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。</u></p>
契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円24銭				
<u>1キロワット時につき</u>	<u>42円35銭</u>				

旧	新
(追加)	
<u>2~3</u> (省略)	<u>2 実施期日</u> 本定義書は、 <u>令和6年4月1日から実施いたします。</u>
<u>4</u> 単位および端数処理 供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。 <u>ただし、5（電灯需要）(3)への(イ)を適用した場合に算定された値が1.5キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を1.5キロボルトアンペアといたします。</u>	<u>3~4</u> (省略)
<u>5~7</u> (省略)	<u>5</u> 単位および端数処理 供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。
<u>8</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 実質再エネSプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>1</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容	<u>6~8</u> (省略)
	<u>9</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 実質再エネSプラン イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>6</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新
<p>量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ハ（省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約容量が1.5キロボルトアンペアの場合の基本料金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。</p>	<p>量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</p> <p>ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>なお、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ハ（省略）</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>(ロ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。<u>ただし</u>、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新								
<p><u>また</u>、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="width: 30%;">284 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p><u>9～10</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本定義書は、令和5年7月1日から実施いたします。</p> <p>2 本定義書の実施にともなう切替措置 令和5年6月30日以前から供給契約が継続し、令和5年7月1日から令和5年7月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、8（電灯需要）(1)ニ、(2)ニ、(3)ニ、(4)ニ、(5)ニおよび9（電力需要）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 実質再エネBプラン</p> <p style="text-align: center;">イー基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約電流 30 アンペア</td> <td style="width: 30%;">852 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td>1,136 円 96 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭	契約電流 30 アンペア	852 円 72 銭	契約電流 40 アンペア	1,136 円 96 銭	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="width: 30%;">284 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p><u>10～11</u> (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭								
契約電流 30 アンペア	852 円 72 銭								
契約電流 40 アンペア	1,136 円 96 銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	284 円 24 銭								

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧		新
<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,421 円 20 銭</u>	
<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,705 円 44 銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>36 円 34 銭</u>	
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>42 円 94 銭</u>	
<u>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>47 円 03 銭</u>	
<u>(2) 実質再エネ C プラン</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>284 円 24 銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>36 円 34 銭</u>	
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>42 円 94 銭</u>	
<u>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>47 円 03 銭</u>	
<u>(3) 実質再エネ S プラン</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>284 円 24 銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧		新
<u>1キロワット時につき</u>	<u>43円85銭</u>	
<u>(4) 実質再エネEプランS</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>852円72銭</u>	
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,136円96銭</u>	
<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,421円20銭</u>	
<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,705円44銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>(イ) 昼間時間</u>		
<u>1キロワット時につき</u>	<u>42円33銭</u>	
<u>(ロ) 夜間時間</u>		
<u>1キロワット時につき</u>	<u>32円90銭</u>	
<u>(5) 実質再エネEプランL</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約容量 1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>284円72銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>(イ) 昼間時間</u>		
<u>1キロワット時につき</u>	<u>42円33銭</u>	
<u>(ロ) 夜間時間</u>		
<u>1キロワット時につき</u>	<u>32円90銭</u>	
<u>(6) 実質再エネ動力プラン</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約電力 1キロワットにつき</u>	<u>1,081円53銭</u>	

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧				新	
<u>ロ</u> 電力量料金					
	<u>使用電力量</u>	<u>夏季 料金</u>	<u>その他季 料金</u>		
<u>第1段階 料金</u>	<u>最初の[契約電力×90]キ ロワット時までの1キロワ ット時につき</u>	<u>33円83銭</u>	<u>32円26銭</u>		
<u>第2段階 料金</u>	<u>[契約電力×90]キロワッ ト時をこえる1キロワット 時につき</u>	<u>38円01銭</u>	<u>38円01銭</u>		
(追加)				<p><u>現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再エネ S プランを適用している場合の特別措置</u> <u>供給契約が令和 6 年 8 月 31 日以前から継続し、かつ現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再エネ S プランを適用している場合は、9（電灯需要）(3)イ(ロ)に関わらず、特別措置として実質再エネ S プランを適用することがあります。この場合、9（電灯需要）(3)ハを適用して算定された値が 1.5 キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアとし、その基本料金は、契約容量が 1 キロボルトアンペアの場合の基本料金の 1.5 倍といたします。</u></p>	

旧	新
<p>(追加)</p> <p><u>2~5</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 食べとくエコプランS イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>1</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50 キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業</p>	<p><u>2</u> 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日から実施いたします。</u></p> <p><u>3~6</u> (省略)</p> <p><u>7</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 食べとくエコプランS イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>6</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50 キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとくエコプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新
<p>者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p><u>7～8</u>（省略）</p> <p>附則</p> <p><u>実施期日</u> 本定義書は、令和5年9月1日から実施いたします。</p> <p>(追加)</p>	<p>者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p><u>7～8</u>（省略）</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p><u>現に契約容量5キロボルトアンペア以下の食べとくエコプランSを適用している場合の特別措置</u> <u>供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の食べとくエコプランSを適用している場合は、7(電灯需要)(3)イ(ロ)に関わらず、特別措置として食べとくエコプランSを適用することがあります。</u></p>

旧	新
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>2~7</u> (省略)</p> <p><u>8</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 実質再エネ食べとくエコプランS イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>1</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50 キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業</p>	<p><u>2</u> 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日から実施いたします。</u></p> <p><u>3~8</u> (省略)</p> <p><u>9</u> 電灯需要 (1)~(2) (省略) (3) 実質再エネ食べとくエコプランS イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (ロ) 契約容量が <u>6</u> キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50 キロボルトアンペア未満であること (ハ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食ベとくエコプラン（東京電力エリア【低圧】） 令和6年4月1日実施

旧	新
<p>者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p><u>9～10</u>（省略）</p> <p>附則</p> <p><u>実施期日</u> <u>本定義書は、令和5年9月1日から実施いたします。</u></p> <p>（追加）</p>	<p>者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p><u>10～11</u>（省略）</p> <p>附則</p> <p>（削除）</p> <p><u>現に契約容量5キロボルトアンペア以下の実質再エネ食ベとくエコプランSを適用している場合の特別措置</u> <u>供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の実質再エネ食ベとくエコプランSを適用している場合は、9（電灯需要）(3)イ(ロ)に関わらず、特別措置として実質再エネ食ベとくエコプランSを適用することがあります。</u></p>